
第5章 騒音・振動

1 騒音・振動の概況

市内の騒音に係る環境基準の達成状況を把握するため、一般地域及び自動車騒音の影響を受ける道路に面する地域について、それぞれ測定を行っています。

令和3年度の調査の結果、高速自動車道沿線及び一般地域ではすべての地点で環境基準を達成し、道路に面する地域では、評価した区間のうちの97.5%の住居等において環境基準を達成しました。

また、発生源対策として、「騒音規制法」、「振動規制法」及び「福島県生活環境の保全等に関する条例（以下、この章において「県条例」という。）」に基づいて事業場に対し立入検査を実施し、規制基準の遵守状況を監視しています。

本市は、騒音規制法、振動規制法及び県条例に定める特定施設等を設置している事業場の騒音・振動に係る規制基準の遵守状況について確認しています。



2 騒音・振動防止対策

(1) 騒音・振動とは

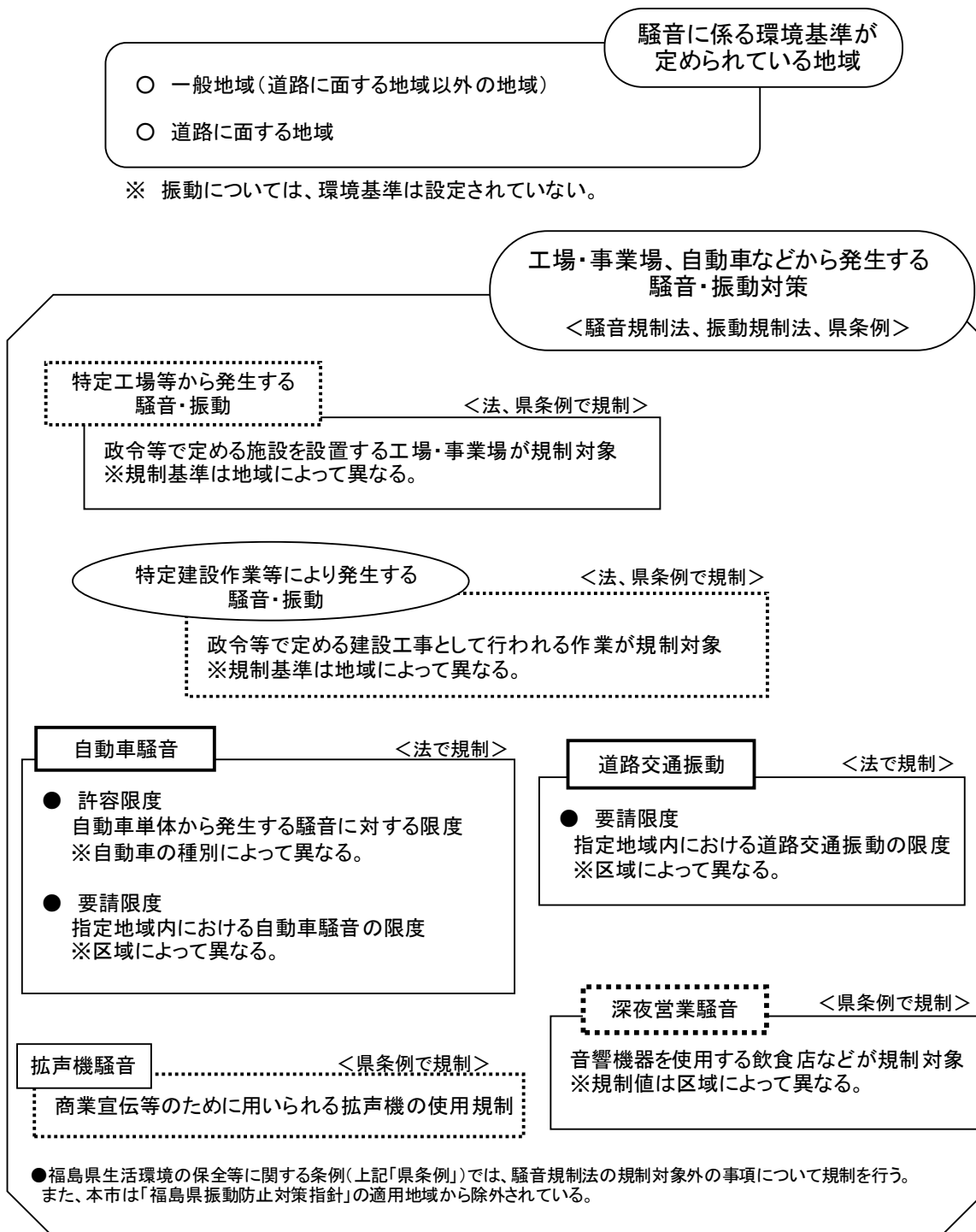
騒音とは「望ましくない音」の総称であり、その音が騒音かどうかは人の主観的判断によるものなので、ある人にとって好ましい音であっても、他の人にとっては騒音と認識されることもあります。

このように、人の感覚を刺激して、不快感やうるささとして受け止められる公害を感覚公害といい、騒音・振動は、悪臭と並んでこれに属します。主な発生源は、工場・事業場、建設作業及び交通機関などです。

(2) 騒音・振動に関する法令

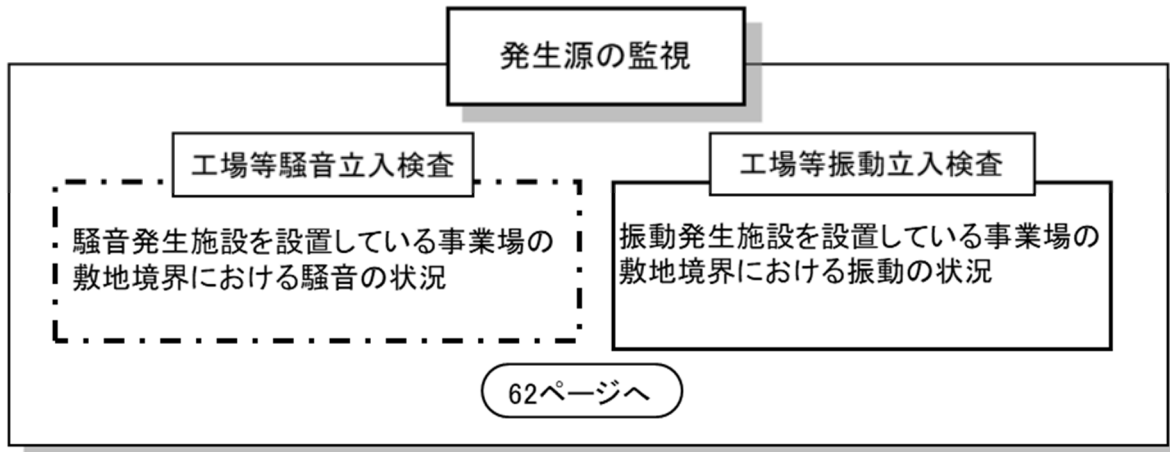
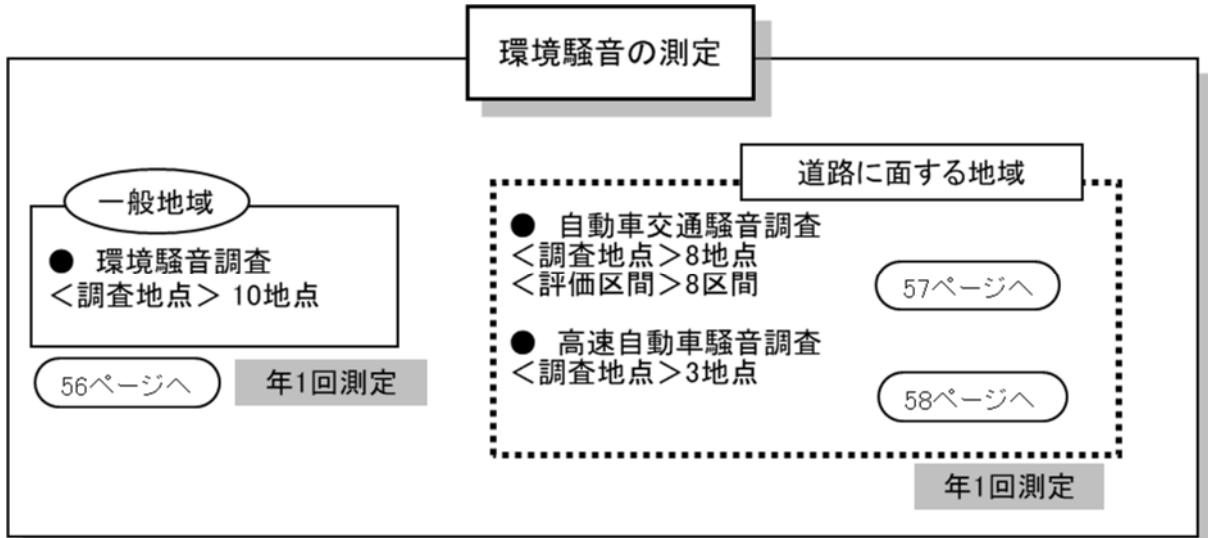
騒音については、環境基本法により「人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」基準として環境基準が設定されており、この環境基準を達成することを目標に、騒音発生施設を設置している事業場や自動車騒音に対し、騒音規制法に基づく規制等を実施しています。

振動については、環境基準は定められていませんが、事業場における事業活動や建設工事に伴って発生する振動や、道路交通振動について必要な規制等を実施するため、振動規制法が定められています。



(3) いわき市の取組

本市は、環境中の騒音の状況を把握するため、一般地域及び道路に面する地域について監視しているほか、法令等に定める施設を設置している事業場に対し、騒音・振動に係る立入検査を実施し、発生源の監視を行っています。



3 環境騒音調査

一般地域及び道路に面する地域における騒音について、環境基準等の達成状況を把握するため、市内の一般地域10地点、道路に面する地域8地点及び高速自動車道沿道3地点の計21地点で騒音調査を行いました。

表5-3-1 騒音に係る環境基準(平成10年9月30日環境庁告示第64号)
(地域指定:平成24年3月15日いわき市告示第225号)

1 一般地域(道路に面する地域以外の地域)

(単位:デシベル)

類型	基準値		地域
	昼間(6:00~22:00)	夜間(22:00~6:00)	
AA	50	40	県内未指定
A	55	45	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
B			第1種住居地域、第2種住居地域準住居地域及び市街化調整区域
C	60	50	近隣商業地域、商業地域準工業地域及び工業地域

2 道路に面する地域

(単位:デシベル)

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60	55
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65	60

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70	65
(備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。	

(注) 「幹線交通を担う道路」及び「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、環境庁大気保全局長通知(平成10年9月30日付け環大企第257号)により、次のとおり定められている。

- (1) 幹線交通を担う道路: 高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。)等を示す。
- (2) 幹線交通を担う道路に近接する空間: 以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲が特定される。

ア 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路	15メートル
イ 2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路	20メートル

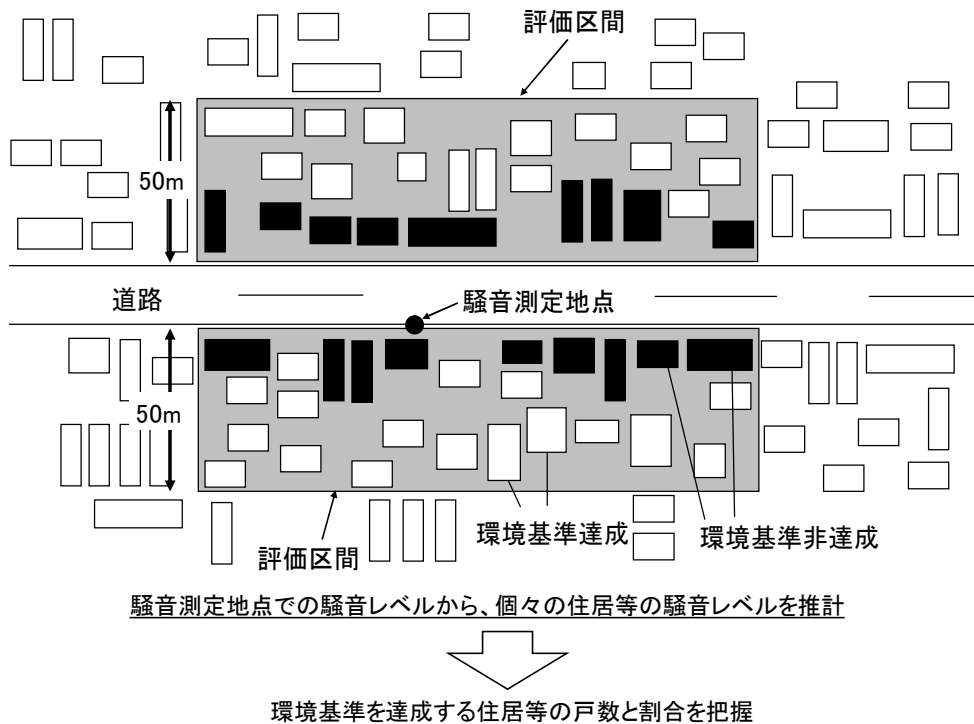
環境基準の評価方法

- 1 環境基準の基準値は、次の方法により評価した場合における値とする。
 - (1) 評価は、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルによることを基本とし、住居等の用に供される建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルによって評価するものとする。
この場合において屋内へ透過する騒音に係る基準については、建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルから当該建物の防音性能値を差し引いて評価するものとする。
 - (2) 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。
 - (3) 評価の時期は、騒音が1年間を通じて平均的な状況を呈する日を選定するものとする。
 - (4) 騒音の測定は、計量法(平成4年法律第51号)第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を用いることとする。
 - (5) 騒音の測定に関する方法は、原則として日本産業規格Z8731による。ただし、時間の区分ごとに全時間を通じて連続して測定した場合と比べて統計的に十分な精度を確保し得る範囲内で、騒音レベルの変動等の条件に応じて、実測時間を短縮することができる。当該建物による反射の影響が無視できない場合にはこれを避ける位置で測定し、これが困難な場合には実測値を補正するなど適切な措置を行うこととする。また、必要な実測時間が確保できない場合等においては、測定に代えて道路交通量等の条件から騒音レベルを推計する方法によることができる。
なお、著しい騒音を発生する工場及び事業場、建設作業の場所、飛行場並びに鉄道の敷地内並びにこれらに準ずる場所は、測定場所から除外する。

- 2 環境基準の達成状況の地域としての評価は、次の方法により行うものとする。
 - (1) 道路に面する地域以外の地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域の騒音を代表すると思われる地点を選定して評価するものとする。
 - (2) 道路に面する地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうち環境基準の基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価するものとする。(→面的評価へ)

★面的評価

「面的評価」とは、道路を一定区間ごとに区切って評価区間を設定し、評価区間内の代表する1地点で等価騒音レベルの測定を行い、その結果を用いて評価区間内の道路端から50m範囲内にあるすべての住居等について等価騒音レベルの推計を行うことにより環境基準を達成する戸数とその割合を把握する評価方法。



$$\text{環境基準達成率} = \frac{\text{環境基準達成戸数(32戸)}}{\text{評価区間内全戸数(50戸)}} = 64\%$$

自動車騒音に係る要請限度

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく自動車騒音対策に係る行政措置。
 住居の集合地域や病院・学校の周辺地域であって、騒音規制法に基づく指定地域に指定されている地域において、市町村長は、自動車騒音が一定の限度(これを「要請限度」という)を超え道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときには、都道府県公安委員会に対して道路交通法に基づく交通規制等の措置を講じるよう要請できる。
 また、市町村長は道路管理者に対して道路構造の改善等について意見を述べることができる。

表5-3-2 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における
 自動車騒音の限度(要請限度)
 (平成12年3月2日環境省令)
 (地域指定:平成12年7月11日いわき市告示第109号、最終改正:平成27年7月1日)
 (単位:デシベル)

区域	指定区域	1車線	2車線以上
a	第1種低層住居専用地域	65/55 (75/70)	70/65 (75/70)
	第1種中高層住居専用地域		
	第2種中高層住居専用地域		
b	第1種住居地域		75/70 (75/70)
	第2種住居地域		
	準住居地域		
	市街化調整区域		
c	近隣商業地域	75/70 (75/70)	
	商業地域		
	準工業地域		
	工業地域		

(注) 欄内の数値は要請限度値で、昼間/夜間である。
 ()内の数値は幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度値である。
 c区域は、車線を有する道路に限る。

道路交通振動に係る要請限度

振動規制法第16条第1項の規定に基づく道路交通振動に係る行政措置。
 住居の集合地域や病院・学校の周辺地域であって、振動規制法に基づく指定地域に指定されている地域において、市町村長は、道路交通振動が一定の限度(これを「要請限度」という)を超え道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときには、都道府県公安委員会に対して道路交通法に基づく交通規制等の措置を講じるよう要請できる。
 また、市町村長は道路管理者に対して道路構造の改善等を要請することができる。

表5-3-3 振動規制法第16条第1項の規定に基づく指定地域内における
 道路交通振動の限度(要請限度)
 (振動規制法施行規則別表第二)
 (地域指定:平成27年7月1日いわき市告示第112号)
 (単位:デシベル)

区域の区分	昼間	夜間	用途地域
第1種区域	65	60	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域 第2種住居地域、準住居地域
第2種区域	70	65	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

(注) 学校、病院等特に静穏を必要とする施設の周辺の道路では、5デシベルを減じた値となる。
 時間の区分 昼間:午前7時から午後7時まで 夜間:午後7時から翌日午前7時まで

(1) 一般地域

環境基準が設定されている一般地域のうち、10地点で騒音の測定を実施しました。
 結果は、表5-3(1)のとおりで、すべての地点において騒音レベルが環境基準を下回りました（令和2年度全国達成率：89.5%）。

表5-3(1) 一般地域における騒音調査結果

(令和3年度)

No.	測定地点	都市計画法による用途地域	類型	調査月日	測定値 (デシベル)		環境基準 (デシベル)		主な音源
					昼間	夜間	昼間	夜間	
1	中央台鹿島一丁目地内 <small>(大気汚染常時監視局(中央台局))</small>	第1種低層住居 専用地域	A	R3.5.17 ~5.18	47	44	55	45	自然音、自動車音
2	平下荒川字中剃地内 (飯野公民館)	第1種中高層住 居専用地域	A	R3.6.17 ~6.18	44	37			自然音、自動車音
3	四倉町狐塚字小橋地内 (大浦公民館)	市街化調整区域	B	R3.6.17 ~6.18	47	40			自然音、自動車音
4	小名浜大原字六反田地内 (環境監視センター)	第1種住居地域	B	R3.5.17 ~5.18	43	41			自然音、自動車音
5	泉町四丁目地内 (泉公民館)	第1種住居地域	B	R3.6.14 ~6.15	48	40			自然音、自動車音
6	小名浜愛宕上地内 (小名浜公民館)	第2種住居地域	B	R3.6.8 ~6.9	46	43			自然音、自動車音
7	金山町朝日台地内 <small>(大気汚染常時監視局(金山局))</small>	市街化調整区域	B	R3.7.7 ~7.8	45	41			自然音、自動車音
8	錦町中迎一丁目地内 (錦公民館)	第1種住居地域	B	R3.7.7 ~7.8	51	44			自然音、自動車音
9	内郷綴町榎下地内 (内郷公民館)	近隣商業地域	C	R3.6.17 ~6.18	50	39	60	50	自然音、自動車音
10	常磐関船町作田地内 (常磐公民館)	第1種住居地域	B	R3.7.7 ~7.8	49	39	55	45	自然音、自動車音

(備考) 昼間とは午前6時から午後10時まで、夜間とは午後10時から翌日午前6時までの時間帯です。

(2) 道路に面する地域

環境基準が設定されている道路に面する地域で、面的評価の対象とした全 87 区間^(注)のうち、定点観測区間である 3 路線 3 区間を含めた計 4 路線 8 区間について調査を実施しました。

騒音の測定を実施し、面的評価システムにより、測定値から各区間の道路沿道住居の環境基準達成状況を評価した結果、評価対象住居 3,074 戸のうち 2,997 戸で昼夜間ともに環境基準値を下回り、基準達成率は 97.5%でした（令和 2 年度全国達成率：94.4%）。

(注) 自動車騒音の常時監視に係る処理基準の改正（「騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について（平成23年9月14日環水大自発110914001号）」）により、評価の対象が原則2車線以上の幹線道路に面する地域すべてとなりました。本市は、評価対象となる幹線道路のうち、高速自動車国道、一般国道、主要地方道（県道）及び一般県道の37路線87区間を選定し、これらの路線・区間について面的評価システムの更新を行っています。

表5-3(2) 道路に面する地域における騒音調査(面的評価)結果

(令和3年度)

No.	測定地点 (路線名)	用途地域	車 線 数	調査月日	評価対象区間	環境基準の達成率 (面的評価結果)
1	勿来町関田飯ノ辺前 (一般国道6号)	準工業地域	C 2	R3.7.20 ～ R3.7.21	勿来町九面馬道 ～ 勿来町四沢洪町	89.8% (212戸/236戸)
2	錦町上川田 (一般国道6号常磐バイパス)	市街化調整区域	B 4	R3.7.20 ～ R3.7.21	勿来町四沢洪町 ～ 佐糠町碓田	96.6% (370戸/383戸)
3	久之浜町田之網字浜川 (四倉久之浜線(旧一般国道6号))	市街化調整区域	B 2	R3.6.28 ～ R3.6.29	四倉町字六丁目 ～ 久之浜町久之浜字北田	100% (277戸/277戸)
4	平中神谷字瀬戸(定点) (一般国道399号(旧一般国道6号))	準工業地域	C 4	R3.7.29 ～ R3.7.30	平鎌田字寿金沢 ～ 平下神谷字天神	89.8% (318戸/354戸)
5	好間町中好間字江添(定点) (一般国道49号平バイパス)	工業地域	C 4	R3.7.29 ～ R3.7.30	内郷御殿町番匠地 ～ 好間町北好間字清水	100% (385戸/385戸)
6	小名浜下神白字迎 (小名浜四倉線)	第1種住居地域	B 2	R3.6.21 ～ R3.6.22	小名浜字本町 ～ 江名字蒲ヶ作	100% (618戸/618戸)
7	平豊間字下町 (小名浜四倉線)	第1種住居地域	B 2	R3.5.17 ～ R3.5.18	江名字蒲ヶ作 ～ 平下神谷字内宿	99.5% (577戸/580戸)
8	鹿島町船戸字五反田(定点) (小名浜平線)	近隣商業地域	C 4	R3.6.21 ～ R3.6.22	小名浜岡小名字御代坂 ～ 鹿島町下矢田字曲田	99.6% (240戸/241戸)
計						97.5% (2997戸/3074戸)

(備考)

- 1 環境基準達成率は、道路から50m以内の範囲内にある全住居等のうち、基準を昼夜間共に達成した住居等の割合を示す。
- 2 環境基準達成率の下限は、面的評価結果(基準等を下回った住居等戸数/路線沿線の総住居等戸数)を表す。
- 3 環境基準は用途地域によって値が設定されていることから、区間内に複数の地域が存在する場合は各々の値で評価した。
- 4 環境基準の類型が当てはめられていない地域については、Bの類型が当てはめられているとみなす。(「騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について」平成23年9月14日環水大自発110914001号)
- 5 一般国道6号において、バイパス開通に伴う権限移譲により、一部区間の路線名が変更されたが、平成27年度センサスにおいて評価を実施する期間は、当該区間を一般国道6号として扱う。なお、当該区間は、現路線名に「旧一般国道6号」と併記する。

(3) 高速自動車道沿道

市内の高速自動車道は、民家などが集合している地域を避けて建設されているため、その沿道は、騒音の環境基準や自動車騒音の許容限度の適用を受けない区間が多くなっています。

しかしながら、当該地域において高速自動車道の騒音に関する苦情が発生していることから、沿線住民の生活環境を騒音から保全するため、昭和55年、県及び関係30市町村と「福島県高速交通公害対策連絡会議」を組織し、毎年の騒音調査結果を基に、道路管理者に対して騒音防止対策に関する要望書を提出しています。

令和3年度は、定点3地点で騒音を測定した結果、すべての地点で環境基準を下回りました。

表5-3(3) 高速自動車道騒音調査結果

(令和3年度)

道路名	測定地点名	調査月日	類型	用途地域	測定車線	車線数	測定値 (dB)			環境基準
							(上段:昼間 下段:夜間)			
							25 m	50 m	100 m	
常磐	1 大久町小久字加々部 (定点)	R3.4.22 ~ 4.23	B	都市計画区域外	上り	4	57	49	43	昼間65 夜間60
	2 勿来町酒井五次郎作 (定点)	R3.5.31 ~ 6.1	B	市街化調整区域	下り	4	55	48	41	
磐越	3 三和町合戸字細戸 (定点)	R3.4.30 ~ 5.1	B	都市計画区域外	下り	4	59	57	51	
							57	55	49	
							55	51	47	
							51	48	46	

(備考)

- 1 環境基準の類型が当てはめられていない地域については、Bの類型が当てはめられているとみなす。(「騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について」平成23年9月14日環水大自発110914001号)

4 法令に基づく届出状況

騒音規制法、振動規制法及び県条例により、騒音・振動特定施設等の設置、変更または廃止等をする場合、また、騒音・振動を発生する建設作業等を行う場合は届出が義務づけられています。令和3年度末における事業場からの届出状況は、次のとおりです。

(1) 騒音規制法の特定施設（表5-4(1)）

騒音特定施設設置事業場数は、249事業場（1,845施設）となっています。

(2) 振動規制法の特定施設（表5-4(2)）

振動特定施設設置事業場数は、141事業場（610施設）となっています。

(3) 騒音規制法の特定建設作業（表5-4(3)）

騒音規制法に基づく特定建設作業の届出は、24件ありました。

(4) 振動規制法の特定建設作業（表5-4(4)）

振動規制法に基づく特定建設作業の届出は、17件ありました。

(5) 県条例の騒音指定施設（表5-4(5)）

騒音指定施設設置事業場数は、468事業場（5,166施設）となっています。

(6) 県条例の騒音指定建設作業（表5-4(6)）

県条例に基づく指定建設作業の届出は、ありませんでした。

◆騒音規制法及び振動規制法に基づく届出状況(令和4年3月末現在)

表5-4(1) 騒音特定施設の設置状況

番号	施設名	施設数
1	金属加工機械	258
2	空気圧縮機及び送風機	1094
3	土石・鉱物用破碎機等	48
4	織機	0
5	建設用資材製造機械	9
6	穀物用製粉機	0
7	木材加工機械	236
8	抄紙機	3
9	印刷機械	121
10	合成樹脂用射出成形機	75
11	鋳造型機	1
施設合計		1,845
届出事業場数		249

(備考)施設番号は、騒音規制法施行令別表第一による。

表5-4(2) 振動特定施設の設置状況

番号	施設名	施設数
1	金属加工機械	180
2	圧縮機	290
3	土石・鉱物用破碎機等	18
4	織機	0
5	コンクリートブロックマシン等	3
6	木材加工機械	18
7	印刷機械	45
8	ゴム練り等のロール機	0
9	合成樹脂用射出成形機	55
10	鋳造型機	1
施設合計		610
届出事業場数		141

(備考)施設番号は、振動規制法施行令別表第一による。

表5-4(3) 特定建設作業の届出状況(騒音規制法)

(令和3年度の届出件数)

番号	特定建設作業の種類	通常作業	緊急時
		法第14条第1項	法第14条第2項
1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	3	0
2	びょう打機を使用する作業	0	0
3	さく岩機を使用する作業	20	0
4	空気圧縮機を使用する作業	0	0
5	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	0	0
6	バックホウを使用する作業	1	0
7	トラクターショベルを使用する作業	0	0
8	ブルドーザーを使用する作業	0	0
届出件数合計		24	0

(備考) 特定建設作業の種類番号は、騒音規制法施行令別表第二による。

表5-4(4) 特定建設作業の届出状況(振動規制法)

(令和3年度の届出件数)

番号	特定建設作業の種類	通常作業	緊急時
		法第14条第1項	法第14条第2項
1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	1	0
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	0	0
3	舗装版破碎機を使用する作業	0	0
4	ブレーカーを使用する作業	16	0
届出件数合計		17	0

(備考) 特定建設作業の種類番号は、振動規制法施行令別表第二による。

◆ 福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出状況(令和4年3月末現在)

表5-4(5) 騒音指定施設の設置状況

番号	施設名	施設数
1	金属加工機械	501
2	空気圧縮機及び送風機	2,670
3	土石・鉱物用破碎機等	203
4	土石用ふるい分機等	70
5	織機	0
6	建設用資材製造機械	17
7	穀物用製粉機	0
8	木材加工機械	331
9	抄紙機	0
10	印刷機械	30
11	合成樹脂用射出成形機	306
12	鋳造型機	0
13	ガソリンエンジン	6
14	ディーゼルエンジン	261
15	冷凍機	771
施設合計		5,166
届出事業場数		468

(備考) 施設番号は、福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第7による。

表5-4(6) 騒音指定建設作業の届出状況(福島県生活環境の保全等に関する条例)

(令和3年度の届出件数)

番号	指定建設作業の種類	通常作業	緊急時
		条例第72条第1項	条例第72条第2項
1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	0	0
2	びょう打機を使用する作業	0	0
3	さく岩機を使用する作業	0	0
4	空気圧縮機を使用する作業	0	0
5	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	0	0
6	バックホウを使用する作業	0	0
7	トラクターショベルを使用する作業	0	0
8	ブルドーザーを使用する作業	0	0
届出件数合計		0	0

(備考) 指定建設作業の種類番号は、福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第8による。

5 工場等騒音・振動立入検査

本市は、騒音規制法、振動規制法及び県条例に定める特定施設等を設置している事業場の騒音・振動に係る規制基準の遵守状況について確認しています。

令和3年度は、騒音について3事業場へ立入検査を行い、うち1事業場において規制基準の遵守を確認しました。規制基準の超過が認められた2事業場については、現段階において発生する騒音が規制基準に適合しないことにより周辺的生活環境が損なわれると認められないことから、啓発を目的とした文書を送付しました。また、振動について1事業場の立入検査を行い、規制基準の遵守を確認しました。

表5-5-1 騒音規制法に規定する特定施設一覧(施行令別表第一)

番号	特定施設名称	該当規模要件等	
一	金属加工機械	イ 圧延機械	原動機の定格出力の合計が二二・五キロワット以上のものに限る。
		ロ 製管機械	
		ハ ベンディングマシン	ロール式のものであつて、原動機の定格出力が三・七五キロワット以上のものに限る。
		ニ 液圧プレス	矯正プレスを除く。
		ホ 機械プレス	呼び加圧能力が二九四キロニュートン以上のものに限る。
		ヘ セン断機	原動機の定格出力が三・七五キロワット以上のものに限る。
		ト 鍛造機	
		チ ワイヤフォーミングマシン	
		リ プラスト	タンプラスト以外のものであつて、密閉式のものを除く。
		ヌ タンブラー	
	ル 切断機	といをを用いるものに限る。	
二	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。	
三	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。	
四	織機	原動機を用いるものに限る。	
五	建設用資材製造機械	イ コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が〇・四五立方メートル以上のものに限る。
		ロ アスファルトプラント	混練機の混練重量が二〇〇キログラム以上のものに限る。
六	穀物用製粉機	ロール式のものであつて、原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。	
七	木材加工機械	イ ドラムバーカー	
		ロ チッパー	原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。
		ハ 碎木機	
		ニ 帯のご盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が一五キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。
		ホ 丸のご盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が一五キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。
	ヘ かな盤	原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。	
八	抄紙機		
九	印刷機械	原動機を用いるものに限る。	
一〇	合成樹脂用射出成形機		
一一	鋳造型機	ジョルト式のものに限る。	

表5-5-2 福島県生活環境の保全等に関する条例に規定する騒音指定施設一覧(施行規則別表第7)

番号	騒音指定施設名称	該当規模要件等
1~12	騒音規制法に規定する特定施設と同じ。 ※ただし、騒音規制法の特定施設のうち、「三 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機」は、県条例では「3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機」及び「4 土石用、鉱物用、飼料・有機質肥料製造用又は農薬製造用のふるい分機及び分級機」に対象が一部拡大している。	
13	ガソリンエンジン	定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。
14	ディーゼルエンジン	定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。
15	冷凍機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。

表5-5-3 騒音規制法及び福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく
工場・事業場に係る騒音規制基準及び規制地域
(騒音規制法に基づく地域及び基準指定:平成27年7月1日いわき市告示第111号)
(単位:デシベル)

区域区分	昼間 (7時～19時)	朝(6時～7時) 夕(19時～22時)	夜間 (22時～6時)	用途地域
第1種区域	50	45	40	第1種低層住居専用地域、*第2種低層住居専用地域及び*田圃住居地域
第2種区域	55	50	45	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
第3種区域	60	55	50	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び市街化調整区域並びに*用途地域以外の地域
第4種区域	65	60	55	工業地域
*第5種区域	75	70	65	*工業専用地域

- (備考) 1 騒音レベルの測定場所は、原則として騒音特定工場等の敷地の境界線上
 2 学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の周囲50mでは、5デシベルを減じた値となる。ただし、第1種区域は除く
 3 *は県条例の規制のみ適用

表5-5-4 振動規制法に規定する特定施設一覧(施行令別表第一)

番号	特定施設名称	該当規模要件等	
一	金属加工機械	イ 液圧プレス	矯正プレスを除く。
		ロ 機械プレス	
		ハ セン断機	原動機の定格出力が一キロワット以上のものに限る。
		ニ 鍛造機	
	ホ ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が三七・五キロワット以上のものに限る。	
二	圧縮機	原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。	
三	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。	
四	織機	原動機を用いるものに限る。	
五	コンクリートブロックマシン並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械	コンクリートブロックマシンにあつては原動機の定格出力の合計が二・九五キロワット以上のものに限る。コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械にあつては原動機の定格出力の合計が一〇キロワット以上のものに限る。	
六	木材加工機械	イ ドラムバーカー	
		ロ チッパー	原動機の定格出力が二・二キロワット以上のものに限る。
七	印刷機械	原動機の定格出力が二・二キロワット以上のものに限る。	
八	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が三〇キロワット以上のものに限る。	
九	合成樹脂用射出成形機		
十	鑄造型機	ジョルト式のものに限る。	

表5-5-5 振動規制法に基づく工場・事業場に係る振動規制基準及び規制地域
(振動規制法に基づく地域及び基準指定:平成27年7月1日いわき市告示第112号)

区域区分	昼間 (7時～19時)	夜間 (19時～7時)	用途地域
第1種区域	60	55	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
第2種区域	65	60	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

(注) 学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の周囲50mでは、5デシベルを減じた値となる。

表5-5-6 騒音規制法に規定する特定建設作業(施行令別表第二)及び
福島県生活環境の保全等に関する条例に規定する騒音指定建設作業
(施行規則別表第8)一覧

番号	特定建設作業及び騒音指定建設作業
一	くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)
二	びよう打機を使用する作業
三	さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が五〇メートルを超えない作業に限る。)
四	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が一五キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
五	コンクリートプラント(混練機の混練容量が〇・四五立方メートル以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が二〇〇キログラム以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
六	バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が八〇キロワット以上のものに限る。)を使用する作業
七	トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が七〇キロワット以上のものに限る。)を使用する作業
八	ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が四〇キロワット以上のものに限る。)を使用する作業

(備考) 法及び県条例で定める建設作業の種類は同じだが、規制地域が異なる。

表5-5-7 騒音規制法に規定する特定建設作業及び福島県生活環境の保全等に関する条例に
規定する騒音指定建設作業に係る規制地域及び規制基準

(騒音規制法に基づく特定建設作業に係る地域指定:平成27年7月1日いわき市告示第111号)

区分	規制区域	騒音基準	作業禁止時間	※作業時間に関する基準	連続作業限度	作業休止日
騒音規制法	第1号区域 第1種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域、 第2種中高層住居専用地域、 第1種住居地域、第2種住居地域、 準住居地域、近隣商業地域、 商業地域、準工業地域及び市街化調整区域の全域 並びに 工業地域のうち学校、保育所、病院、 診療所、図書館、特別養護老人ホーム 及び幼保連携型認定こども園の敷地の 周囲おおむね80m以内の区域	85デシベル 以下	19時から 翌日7時 まで	1日10時間を 超えないこと	連続6日を越え ないこと	日曜日 その他の休日
	第2号区域 工業地域のうち、第1号区域を除いた 区域		22時から 翌日6時 まで	1日14時間を 超えないこと		
県条例	上記区域を除いた区域のうち、学校、保育所、 病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム 及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 おおむね80m以内の区域		19時から 翌日7時 まで	1日10時間を 超えないこと		

(注1) 騒音基準は、特定建設作業場所の敷地境界線における大きさである。

(注2) 騒音基準を超える騒音を発生している特定建設作業に対し勧告又は命令を行うにあたり、1日当たりの作業時間を※欄に掲げる時間から4時間までの範囲で短縮させることができる。

(注3) 作業時間に関する基準は、開始した日に終わる建設作業及び災害その他非常事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合などには適用しない。

表5-5-8 振動規制法に規定する特定建設作業一覧(施行令別表第二)

番号	特定建設作業
一	くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業
二	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
三	舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が五〇メートルを超えない作業に限る。)
四	ブレーカー(手持式ものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が五〇メートルを超えない作業に限る。)

表5-5-9 振動規制法に規定する特定建設作業に係る規制地域及び規制基準

(振動規制法に基づく特定建設作業に係る地域指定：平成27年7月1日いわき市告示第112号)

区分	規制区域	振動基準	作業禁止時間	※作業時間に関する基準	連続作業限度	作業休止日
振動規制法	第1号区域 第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域並びに工業地域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地及び幼保連携型認定こども園の周囲おおむね80m以内の区域	75デシベル以下	19時から翌日7時まで	1日10時間を超えないこと	連続6日を越えないこと	日曜日 その他の休日
	第2号区域 工業地域のうち、第1号区域を除いた区域		22時から翌日6時まで	1日14時間を超えないこと		

(注1) 振動基準は、特定建設作業場所の敷地境界線における大きさである。

(注2) 振動基準を超える振動を発生している特定建設作業に対し勧告又は命令を行うにあたり、1日当たりの作業時間を※欄に掲げる時間から4時間までの範囲で短縮させることができる。

(注3) 災害その他非常事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合などには適用しない。

表5-5-10 福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく深夜騒音の規制基準

(福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく深夜騒音に係る地域指定：平成17年4月26日福島県告示403号)

区域の区分		音量規制		音響機器の使用禁止の時間帯
		規制時間帯	規制値	
A区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域及び市街化調整区域	午後10時から翌日の午前6時まで	45	午後11時から翌日の午前6時まで
B区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域		55	

(注1) 保育所、病院、診療所、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の周囲50mでは、5デシベルを減じた値となる。

(注2) 音響機器とは、音響再生装置、楽器、有線放送装置及び拡声装置とする。

(注3) 音響機器の使用の制限については、音が外部に漏れない場合は適用しない。

表5-5-11 福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく拡声機の使用基準

項目	区分	移動放送(車両搭載)	移動放送以外(街頭等)	航空機からの放送
騒音のレベル等		音源直下の地点から10mの距離で、地上1.2mの点で最大70デシベル以下	音源直下の地点から10mの距離で、地上1.2mの点で最大70デシベル以下	地上1.2mの高さで、音量の測定値の最大から3個のピーク値の算術平均値が70デシベル以下
使用時間		午前7時から午後7時	午前7時から午後7時	午前9時から午後5時(日曜、祝日は午前10時から)
使用場所等		幅員5m以上の道路	・幅員5m以上の道路 ・拡声機中心線の延長と地表との交点は、拡声機直下から10m以内 ・拡声機の設置高さは地上10m未満	
放送時間等		1地点における1回の連続放送時間10分を越えないこと。	1回の連続放送時間は、1時間を越えないものとし、使用時間1時間につき15分以上の休止時間を置くこと。	同一地域の上空における巡回は、2回以内とすること。
放送禁止場所		学校、病院等の施設の敷地の周囲80m以内の地域	学校、病院等の施設の敷地の周囲80m以内の地域	